

## ○石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行に関する訓令

〔昭和39年12月28日〕  
石川県警察本部訓令第14号

最終改正 令和3年3月22日警察本部訓令第10号

石川県警察官等の被服の支給及び装備品貸与に関する条例施行規程（昭和32年石川県警察本部訓令第7号）の全部を次のように改正する。

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行に関する訓令  
（目的）

第1条 この訓令は、石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年石川県条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（支給品の使用期間の計算）

第2条 条例第2条第1項に規定する支給品の使用期間の計算は、別表1によるものとする。

2 停職その他の事由により支給品を使用しないこととなった者については、前項の規定にかかわらず、その事由の生じた月の翌月から再び支給品を使用することとなった月までの期間を使用期間の計算から除くものとする。

（被服代料受給者）

第3条 条例第2条第5項の規定に基づき、支給被服に代えて支給する代料（以下「被服代料」という。）を受ける者（以下「被服代料受給者」という。）は、主として屋外において犯罪の予防、捜査、情報の収集等に私服で従事することを通常の勤務とする警察官（以下「私服専務者」という。）であって、被服代料の支給について本部長が認定したものとする。

2 所属長は、私服専務者を任命し、又は解任したときは、その都度被服代料の支給について本部長に認定又は解除の申請をしなければならない。

3 前項の認定又は解除の申請は、被服代料受給認定（解除）申請書（別記様式第1号）により、会計課長を経由して行うものとする。

（被服代料の支給）

第4条 被服代料は、支給被服の調整に要する金額の範囲内で現品をもって支給するものとする。

2 被服代料は、私服専務者が被服代料受給者に認定された月の属する年の翌年の会計年度から支給を開始し、被服代料受給者が解除された月の属する年の会計年度をもって支給を終了するものとする。

（特殊の被服及び装備品）

第5条 条例第4条の規定に基づき、貸与する特殊の被服及び装備品は、別表2のとおりとする。

2 前項に定める特殊の被服のうち、交通乗車服、雨衣及びマフラーの使用期間の計

算は、別表3のとおりとする。

- 3 第1項に定める特殊の被服のうち、音楽隊員の被服の使用期間は、別表4のとおりとする。

(退職、休職の場合の給貸与品返納手続)

第6条 条例第5条の規定に基づき、支給品及び貸与品（以下「給貸与品」という。）を返納するときは、所属長を経由して行わなければならない。

- 2 所属長は、前項の返納品を受領したときは、次の各号により取り扱わなければならない。

- (1) 退職に係るものであるときは、給貸与品返納書（別記様式第2号）を添付し、会計課長を経由して一括返納すること。
- (2) 休職に係るものであるときは、所属において保管し、保管報告書（別記様式第3号）を会計課長に送付すること。
- (3) 死亡に係るものであるときは、遺族等から返納すべき給貸与品を受領し、第1号に準じて返納すること。

(給貸与品を滅失、毀損した場合の取扱い)

第7条 条例第6条の規定に基づき給貸与品の再交付を受けようとするときは、滅失し、又は毀損した理由及びその状況をてん末書により所属長に報告しなければならない。

- 2 所属長は、前項の報告を受けたときは、直ちに給貸与品再交付申請書（別記様式第4号）により本人のてん末書及び毀損した給貸与品を添え、会計課長を経由して再交付の申請を行わなければならない。

- 3 本部長は、前項の申請を受領したときは、滅失又は毀損が本人の故意又は重大な過失による場合を除き、同一品目及び員数の給貸与品を再交付するものとする。

- 4 条例第6条ただし書に規定する弁償額は、当該給貸与品の調整に要した金額を基準として、その都度本部長が決定する。

(給貸与品の管理)

第8条 会計課長は、給貸与品について、必要な記録、整理を行い、支給、貸与の状況を明らかにするものとする。

附 則

この訓令は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年7月1日警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則（昭和45年12月1日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則（昭和47年10月20日警察本部訓令第35号）

この訓令は、昭和47年10月10日から施行する。

附 則（昭和61年12月1日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日警察本部訓令第5号）抄

1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月19日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則（平成2年3月22日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年10月30日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成2年11月1日から施行する。

附 則（平成6年3月23日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年9月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成8年10月15日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成8年10月15日から施行する。

附 則（平成9年2月27日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成9年2月27日から施行する。

附 則（平成11年3月15日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月26日警察本部訓令第14号）

1 この訓令は、平成13年11月26日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の石川県警察職員被服等貸与規程の規定及び第2条の規定による改正後の石川県警察官等の被服の支給及び装備品貸与に関する条例施行に関する訓令の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年9月24日警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成19年4月27日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成19年4月27日から施行する。

附 則（平成19年12月14日警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成20年1月4日から施行する。

附 則（平成26年3月17日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成30年3月23日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（令和3年3月22日警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

支給品目	使用期間	年間の使用期間	使用期間満了年数
冬帽子	16月	4月 自12月 1日 至 3月31日	満4年
合帽子	16月	4月 自 4月 1日 自10月 1日 至 5月31日 至11月30日	〃 4年
夏帽子	16月	4月 自 6月 1日 至 9月30日	〃 4年
冬活動帽	16月	4月 自12月 1日 至 3月31日	〃 4年
合活動帽	16月	4月 自 4月 1日 自10月 1日 至 5月31日 至11月30日	〃 4年
夏活動帽	16月	4月 自 6月 1日 至 9月30日	〃 4年
冬服	12月	4月 自12月 1日 至 3月31日	〃 3年
合服	12月	4月 自 4月 1日 自10月 1日 至 5月31日 至11月30日	〃 3年
夏服	4月	4月 自 6月 1日 至 9月30日	〃 1年
冬活動服	12月	4月 自12月 1日 至 3月31日	〃 3年
合活動服	12月	4月 自 4月 1日 自10月 1日 至 5月31日 至11月30日	〃 3年
防寒服	30月	6月 自11月 1日 至 4月30日	〃 5年
雨衣	36月	12月	〃 3年
冬ワイシャツ	4月	4月 自12月 1日 至 3月31日	〃 1年
合ワイシャツ	4月	4月 自 4月 1日 自10月 1日 至 5月31日 至11月30日	〃 1年

別表 2 (第 5 条関係)

貸 与 対 象 者	貸 与 品 目
警 察 署 長	署長章
副 署 長	副署長章
次 長	次長章
交 通 機 動 隊 員	交通乗車服 (冬服) " (防寒服) " (合服) " (夏服) 女性特別乗車服 (合服) " (夏服) 雨衣 マフラー 乗車用ヘルメット 乗車用手袋 乗車靴 防じん眼鏡 白色 (夜光) 帯革 白色帽子おおい 白色警笛つりひも 白色あごひも 交通機動隊隊章
高 速 道 路 交 通 警 察 隊 員	交通乗車服 (冬服) " (防寒服) " (合服) " (夏服) 雨衣 乗車用ヘルメット 白色 (夜光) 帯革 白色帽子おおい 白色警笛つりひも 白色あごひも 高速道路交通警察隊隊章
	交通腕章

警察署の交通専務員	白色帽子おおい 白色あごひも 白色警笛つりひも 白色ズボンすそ覆い 白色（夜光）帯革 そでカバー
機 動 隊 員	機動隊腕章
音 楽 隊 員	儀礼用 儀礼服（冬、合服） 儀礼帽子（冬、合用）
	マーチ ング用 マーチング服（冬、合、夏服） マーチング帽子（冬、合、夏用）
	短靴 ブーツ（女性のみ） ワイシャツ ネクタイ 白手袋 靴下 隊員章 肩章 飾り緒
術 科 指 導 員 （柔道、剣道、逮捕術、拳銃、救急法）	術科指導員の章
私 服 専 務 者	私服用警棒
航 空 隊 員	航空服 航空作業服 航空防寒服 航空ヘルメット 航空マフラー 航空防塵眼鏡 航空手袋 航空隊隊章 航空帽 航空靴
鉄 道 警 察 隊 員	鉄道警察隊員標章

別表 3 (第 5 条関係)

支 給 品 目	使用期間	年 間 の 使 用 期 間	使用期間 満了年数
交通乗車服(冬服)	18月	6月 [ 自 1月 1日 自 11月 1日 至 4月30日 至 12月31日 ]	満3年
〃 (防寒服)	30月	6月 [ 自 1月 1日 自11月 1日 至 4月30日 至12月31日 ]	〃 5年
〃 (合服)	9月	3月 [ 自 5月 1日 自10月 1日 至 6月30日 至10月31日 ]	〃 3年
〃 (夏服)	6月	3月 [ 自 7月 1日 至 9月30日 ]	〃 2年
雨 衣	36月	12月	〃 3年
マ フ ラ ー	5月	9月 [ 自 1月 1日 自10月 1日 至 6月30日 至12月31日 ]	〃 1年

別表 4 (第 5 条関係)

支給品目	使用期間	年間の使用期間	使用期間満了年数
儀 礼 服 ( 冬 服 )	16月	4月 自12月 1日 至 3月31日	満4年
〃 ( 合 用 )	16月	4月 自 4月 1日 自10月 1日 至 5月31日 至11月30日	〃 4年
儀 礼 帽 子 ( 冬 用 )	16月	4月 自12月 1日 至 3月31日	〃 4年
〃 ( 合 用 )	16月	4月 自 4月 1日 自10月 1日 至 5月31日 至11月30日	〃 4年
マ ー チ ン グ 服 ( 冬 服 )	16月	4月 自12月 1日 至 3月31日	〃 4年
〃 ( 合 用 )	16月	4月 自 4月 1日 自10月 1日 至 5月31日 至11月30日	〃 4年
〃 ( 夏 服 )	8月	4月 自 6月 1日 至 9月30日	〃 2年
マ ー チ ン グ 帽 子 ( 冬 用 )	16月	4月 自12月 1日 至 3月31日	〃 4年
〃 ( 合 用 )	16月	4月 自 4月 1日 自10月 1日 至 5月31日 至11月30日	〃 4年
〃 ( 夏 用 )	8月	4月 自 6月 1日 至 9月30日	〃 2年
短 靴	12月	12月	〃 1年
ブ ー ツ	24月	12 月	〃 2年



様式第1号（第3条関係）

年 月 日
石川県警察本部長 殿
所属長
認定 被服代料受給者 申請書 解除
次の者を私服専務者に任命（解任）したので被服代料の支給認定（解除）を申請します。 被任命（解任）者裏面記載のとおり

※認定欄の記入は要しない。

係 名	階 級	氏 名	任命、解任の別 及 び 月 日	※ 認 定 欄


様式第2号（第6条関係）

年 月 日						
会計課長 殿						
所 属 長						
給 貸 与 品 返 納 書						
月 日付 した 当 勤務 に対する貸与品及び期間の満了しない支給品 を下記のとおり返納します。						
区分	品 目	数量	摘 要	品 目	数量	摘 要
支           給           品	冬 帽 子			冬ワイシャツ		
	合 帽 子			合ワイシャツ		
	夏 帽 子			冬 ベ ス ト		
	冬活動帽子			合 ベ ス ト		
	合活動帽子			夏 ベ ス ト		
	夏活動帽子			冬ネクタイ		
	冬服 上衣			合ネクタイ		
	合服 上衣			冬 活 動 ネ ク タ イ		
	夏服 上衣			合 活 動 ネ ク タ イ		
	冬服 下衣			ベ ル ト		
	合服 下衣			手 袋		

	夏服 下衣			靴 下		
	冬 活 動 服			長 靴		
	合 活 動 服			短 靴		
	防 寒 服					
	雨 衣					
貸 与 品	階 級 章	3		拳銃つりひも	1	
	交通巡視員章	3		出 動 服 (略帽付)	1	
	識 別 章	3		白ヘルメット	1	
	警 察 手 帳	1		ヘルメット ラ イ ナ ー	1	
	手 錠	1		シ ョ ル ダ ー バ ッ ク	1	
	警 笛	1		帯 革	1	
	警笛つりひも	1				
	警 棒	1				



様式第 4 号 (第 7 条関係)

年      月      日				
会計課長 殿				
所      属      長				
給貸与品再交付申請書				
品      目	数   量	規      格	被給貸与者氏名	給貸与年月日
申   請   理   由				